

第四十三回国会 大蔵委員会議録 第二十号

昭和三十三年三月十五日(金曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 白井 莊一君

理事足立 篤郎君 理事鴨田 宗一君

理事毛利 松平君 理事山中 貞則君

理事吉田 重延君 理事有馬 輝武君

理事堀 昌雄君

伊藤 五郎君 大久保武雄君

岡田 修一君 金子 一平君

川村喜八郎君 田中 榮一君

高見 三郎君 濱田 幸雄君

藤井 勝志君 藤枝 泉介君

古川 丈吉君 佐藤親次郎君

田原 春次君 坪野 米男君

広瀬 秀吉君 横山 利秋君

春日 一幸君

出席國務大臣 田中 角榮君

出席政府委員 原田 憲君

大蔵事務次官 村山 達雄君

(主税局長) 大月 高君

(大蔵事務官) 大蔵事務官

(銀行局長) 大月 高君

委員外の出席者 国税庁次長 泉 美之松君

専 門 員 坂井 光三君

三月十四日

委員岡田修一君及び藤井勝志君辞任につき、その補欠として石田博英君及び花村四郎君が議長の指名で委員に選任された。

委員石田博英君及び花村四郎君辞任につき、その補欠として岡田修一君及び藤井勝志君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四六号)

法人税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四七号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一〇四号)

○鴨田委員長代理 これより会議を開きます。

委員長が所用のため、指名によりまして私が委員長の職務を行います。

所得税法の一部を改正する法律案、

法人税法の一部を改正する法律案及び

租税特別措置法の一部を改正する法律案の三案を一括議題といたします。

質疑を続けます。通告がありますので順次これを許します。横山利秋君。

○横山委員 係官の方がまだおそろいにならないようでありまして、その前に一つ全然予定してないこと、ありますけれども、緊急のこと、ございまして、

それがほかでもないのですけれども、今労働問題が山場になっておりまして、大蔵省関係といたしまして、直接関係、ございませぬけれども、公団及び公庫における労働関係が山場になって

おるわけでございます。公団及び公庫は御存じのように罷業権、団体交渉権も持っており、労働法によって当然公団、公庫関係と自主的に交渉ができるのであります。しかるところ、予算関係においては、大蔵省が多少の制約を持っており、かつ承るところによりまして、主計局給与課においては、公団、公庫の給与になみなみなぬ関心を寄せられておられるのでありまして、常に裏の方で公団、公庫に対して暗に制肘を加えておられる。そのために団体交渉がなかなか進まないという話でありまして、団体交渉はきわめて成熟をしております。話によれば来週初めごろには話がつくのではないかと、こううわさされておるのであります。この段階におきまして、公団、公庫の団体交渉が成熟いたしていきつつあるのでありますから、いたずらな大蔵省の制肘なりの、あるいは差し出がましい口入れはなさってはならないと思っております。ただ大臣はそれは御承知ないと思っておりますけれども、一つ主計局及び給与課等をしてお、すみやかに交渉が成熟するようにお取りなしを願いたいと思っております。いかがでございますか。

○田中國務大臣 予算上の問題その他において、大蔵省が労働の円満な話し合いを阻害するような行為をしてはならないと申しております。現在いやくも私が各局長もそうでありまして、また給与課においてもそのような制肘的な言動、行動等ないと思っておりますが、

この種の問題は、労使協調で円満に可及的すみやかに解決すべき問題でありますから、法律にのっとり各当事者が話しを進め得るよう、大蔵省として前向きで協力を申し上げます。

○横山委員 大臣は御存じないかもしませんが、大蔵省においては、公務員給与が国会を通ったおそらく直後だと思っておりますが、公団、公庫の理事者を全部集めて、国家公務員の給与法との説明をいたした模様であります。このいたす目的というものは、暗にこれに準じてやるべきであつて、これより以上になつてはならないか、あるいは勝手なことをしてはならないか、こういうような暗に制肘した節が見受けられるのであります。こういうことがありましたのでは、労使の関係、特に経営者側の自主的責任判断というものはできないわけでありまして、公団、公庫、同じようなことでもありますけれども、長期的に存続するものと短期的なもの、あるいはその昇給状況なり、業務能率の方法については、公団、公庫、それぞれニュアンスがあるはずでありまして、画一的に国家公務員給与をもつてこれを鰐鯨とし、これ以上にも上がつてはならないということ、いささか大蔵当局としては出過ぎたことではなからうか、こう考えるわけでありまして、そういう過去のことはさておくとしまして、今お答えを願いましたが、一つ大臣から主計局及び給与課等をして、すみやかに交渉が円

満に妥結するように、前向きで一つ考えろというふうに御示唆を願いたいと思つて、重ねて大臣の御意見を承りたいと思つております。

○田中國務大臣 先ほど申し上げました通り、制肘をするというようなことはいたしませんし、また法律に基づいて、団体交渉の当事者は善意の立場で、誠意を持ってこれが交渉に当たり、できるだけすみやかに妥結するような方向で、示唆をした方がよろしいというところであれば、私の方としては出過ぎたことではないということに原則にして、より協力的な方向を打ち出せるようにいたしたいと思います。

○横山委員 大臣の今の言明がせつかく実を結ぶように、私もあちらこちらに連絡をいたしたいと思いますから、さよう御了承願います。

本委員会が税制三法の審議を始め、まだ具体的な問題に入らないのでありますけれども、予算委員会や参考人、あるいははききのうの池田総理大臣との質疑応答を通じて、私どもの主張したいことはほぼおわかりになったと思つております。大臣としては、できないこととは別といたしまして、少ないこととわれわれの意向をくんで、将来にわたつて、こういうような点については納税者国民の希望として、受け入れなければいけないという点がおありだろつと思つて、今後の税制改正についてか、あれかしと願う点を簡明に申し上げて、大臣の誠意ある御

答へを願つて、大臣の誠意ある御

答へを願つて、大臣の誠意ある御

答へを願つて、大臣の誠意ある御

答へを願つて、大臣の誠意ある御

答へを願つて、大臣の誠意ある御

答へを願つて、大臣の誠意ある御

答へを願つて、大臣の誠意ある御

答へを願つて、大臣の誠意ある御

答へを願つて、大臣の誠意ある御

答へを願つて、大臣の誠意ある御

答へを願つて、大臣の誠意ある御

答へを願つて、大臣の誠意ある御

答へを願つて、大臣の誠意ある御

答へを願つて、大臣の誠意ある御

答へを願つて、大臣の誠意ある御

答へを願つて、大臣の誠意ある御

答へを願つて、大臣の誠意ある御

答へを願つて、大臣の誠意ある御

答へを願つて、大臣の誠意ある御

答へを願つて、大臣の誠意ある御

答へを願つて、大臣の誠意ある御

答へを願つて、大臣の誠意ある御

答へを願つて、大臣の誠意ある御

答へを願つて、大臣の誠意ある御

答へを願つて、大臣の誠意ある御

答弁をいただきたいと思うのであります。

第一は、今後の税制改正について、公平を基礎理念にしていきたいと思います。公平を基礎理念にしていきたいと思います。公平を基礎理念にしていきたいと思います。

第二番目は源泉徴収、特に給与所得者についても減税について考慮すべきであるという点であります。中山会長は一日目において、この二点について特に強調され、また今回の答申が曲げられたことについては、遺憾の意を表示されたところであります。

第三番目の問題としては、税務行政の民主化という点であります。大臣は予算委員会に御答弁をいただきましたが、そのときの答弁は、税務行政というものについて厚薄がある、調査の行き届くところ行き届かないところがあるという御答弁がありました。

さらに一歩進んで、税務行政が戦後の混乱時と違って、経済もとにかくノーマルになった時代でもあるから、権力的なことは慎んで、なるべく合理的、民主的な道筋をたどらなければならぬことは、火を見るよりも明らかなこととでありまして、税務行政の民主化を徹底すべきこととあります。

その次の問題としては、今日までいろいろ言われながら、まだ行なわれ得なかつたことの一つに、たばこの減税があります。このたばこの減税に歩を進めるべきではないかという点であります。

それから、最近特にわれわれの周囲にございます陳情の一つの中で、入場税の問題があります。これは歴史的な機縁がございまして、本委員会が一番

最初に純音楽、純演劇を取り上げて、特に減税のあれをいたしました。その後、昨年の改正でありましたか、入場税は一律一割になったのであります。

ネコもしゃくしも一律一割になったのであります。歌舞伎を見ようが、小さな町の映画館に行こうが、つまり千円出しても百円出しても、一律一割という税率になったわけでありまして、これは金持ちであろうと貧乏人であろうと問わないという意味でもあります。

映画のように何回でも上映できるものと、音楽、演劇、舞踊のようにそのとき一回しかお客様に見てもらえないものとの違い、歴史的にございました。違つたのであります。従つて、今音楽、演劇、舞踊等の皆さんは、この点について映画よりも、プロレスよりも、われわれの方をという意味はないけれども、実態に即して入場税を再検討すべきであるという陳情で、われわれに強く主張せられておる。われわれもその道をかつてたどつたのであります。

最後には、国税、地方税にわたつて、税の再配分をなすべきであるという点とあります。この点については大臣も先般言明になりました。

要するに、公平を基礎理念にするに、給与所得者について減税をすること、たばこの減税の道を進めること、税務行政を民主化させること、それから入場税も再検討していただきたい、税の再配分についてはこの税法改正にあつて、この改正案についての是非論の中から将来の展望として、大臣の誠意ある御言明があるべきではな

かろうか。

〔鴨田委員長代理退席 毛利委員長代理着席〕

もちろんこれは調査会がこれから真剣に考えるのであります。少なくとも今日まで答申が発表されて以来、院内外にわたる世論に反映をして、将来の示唆をなされることは当然のことと思つたので、これらについて誠意あるお考えを承りたいと思つた。

○田中国務大臣 以上六点申された問題の中で、たばこの問題を除いて、原則的に賛成でございます。たばこの問題も御説のように、将来これを引き下げていきたいというところは言ひ得るのでもございますが、水田前大臣が近い機会にたばこを引き下げたという言葉を言明してございまして、私が後任者としてその後引き下げなかつたという事実がございまして、これだけ別に申し上げようということでございます。

御承知の通り三十一年から、たばこの小売価格が据置きになつておりました。その上なお販売手数料とか、それから生産者の収納価格が上がつた。収納価格に従前含まれていたのでして、別建にしたり、いろいろやらなければならぬ問題が先行されておりました。同時にたばこの売れ行きがあまりよくないという問題がございまして、たばこの税率そのものを引き下げ得なかつたということでございます。

これは酒、たばこといういわゆる国民の嗜好品であり、税金を飲み、税金を吸つておるといふようなものでございまして、これらの問題は将来において御説の通り、引き下げの方向で努力すべきであります。水田大臣が当時言明をされた通り、この次

には必ず引き下げられるのか、こういう前提でおとりになされると、まだ検討しなればならない問題があります。この問題だけは特に事情を申し上げて、御了解賜りたいというふうな考えです。

残余の問題に対しては、ほとんどもう原則として、ごくもつともでありまして、当然税制調査会でもそのような方向で検討しておるものと思つた。私たちがこれらの問題に対しては、真剣に取り組んで参りたいという考えを承っております。

○横山委員 たばこの問題以外には、賛成であるとおっしゃいます。私としては、ごくごくこうな御答弁をいただいたのであります。一つだけ、そうおっしゃると確認しておかなければなりません。私の言う入場税を再検討すべきであるという点は、現行の一律一割という点については再検討すべきであつて、特に音楽、舞踊、演劇について、昔そういう道を国会としてわれわれが主張して、議員提案としてお返し願つたのだから、そういう点を考えなさいということを含めて申し上げておるのであつて、お取り消しをなさぬように一つお願いしたいと思つた。

○田中国務大臣 御承知の通りこの入場税の問題は、昨年の非常に大きな地方税、間接税の第三次目の税制改革で、これを取り上げたわけでございます。私も当時自由民主党の政策責任者でありましたので、最後には演劇も取り入れてもらうように政府との間に合意に達して、改正案を認めたわけでございます。そういう意味で、一律画一的な引き下げということでありました

が、その当時どうして演劇を入れておつて、音楽を入れなかつたかという問題、これは今日になってみれば、これもあわせて行なうべきだったろうというふうな、個人としては考えております。だからこの次の税制の改正、特に減税問題に対しては、当然考えていかなければならぬ問題だと思つた。しかし地方税の問題は、税制調査会であつて検討していただいておりますので、今の御説に浴するような結果が出るというふうな期待しております。私個人としては、今の入場税そのものがあつた状態では、今の入場税の問題に対しては、相当な議論を持つておるのであります。免税点の引き上げという問題に対しても、あの程度のところから税金をかけなければいぬのか、全く大衆娯楽である映画そのものや演劇そのものに対して、もつと基礎を上げなければいぬのではありませんかというふうなことも考えております。税収問題もございまして、これらの問題はあつて調査会の結論待ちということとあります。私の考え方とあなたの考え方と違うわけではないのであります。これらの問題について、私も当然呼ばれて意見を述べさせていただきます。そのときには大体あなたと近い考えにおいて述べるといふことだけは申し上げておけると思つた。

○横山委員 失礼な話ですが、大臣答弁がうまくて、何を言つておられるのか、私よくわからぬ。大臣お考え違ひなさつておられるのじゃないでしょうか。失礼ですが、もう一べん言いますが、昔われわれが議員提案でやつたのは、純音楽、純演劇、純舞踊は軽減税率で

安くしたのですよ。そのあとで、今全部一律に割になってしまっている。だから僕は前に戻せ、映画のようにどえらい再生産がきくものと、一回限りでお客さんを限定されて、肉体で一回々上流しているものとは違うのだから、一律一割ということも問題がある。金持ちでも一割、貧乏人でも一割ではないか、演劇、音楽、舞踊、これだけは昔のように安くしたらどうかというの、私の主張です。あなたが横山委員と大体同じか、全く同じか、とにかく同じであるとすれば、心より喜んで質問をやめますから……。

○田中中国務大臣 これは去年、私たちが党内においても議論をいたしましたし、入場税に関する問題は、そういういろいろな段階の問題よりも、まず思い切って下げようということ、一割に下げたことを第一段にやっただけでございませぬ。そのときに免税点をもっと引き上げてしまおう、こういう問題が第二に残っておいたのですが、税収との問題もありませんので、免税点は当時あの程度でもってございませぬ、第三の問題が、あなたが言っている一〇%に下げたものの中で、なお演劇や音楽のようなもの、もっと下げた方がいいのではないかと、もう一つは、そういうものにはまだ第二点の問題を、国民の健全な娯楽でございませぬから、そういうものに対しては、もう一つ免税点を引き上げたいという考えを去年持っておいて、自分の意思通りにならなかつたものでありますから、財政が許せばそういう問題を検討していきたい。あなたの言われた第三番目の話は、その上なお段

階をつけて下げたらどうだ。その反対に、上げるものは上げるといふものはないのですから、今の一〇%はいいが、それよりももっと下げて段階をつけろ、こういうお話でございませぬ。第二のいわゆる免税点を引き上げる問題とあわせて検討すべき問題であると思ひますので、税制調査会の審議を待ちながら、答申を尊重して参ります。もし私が呼ばれば、あなたのような御意見を申し上げますと、こう答えておるわけです。

○横山委員 少なくとも大臣が前向きであるということはわかりました。ただ本国会におきまして、与野党でそういう話ができるかもしれませぬ。そのときにおいては、調査会云々ということとは言わないで、大臣が前向きである意思がわかつたのだから、来年ならいいけれども、ことしはいかぬと言わないうでいただきたい、これは希望いたしておきます。希望でございませぬから、御返事は要りませぬ。

○田中中国務大臣 私の方からも希望を申し上げておきますが、税というものは、私の方からも前向きで誠意をもつてやっておるのでございませぬし、今年度の税制改正案につきましては、そういうふうな予算を組んでおりますので、そういう意味で今年度は政府原案で御同意賜りまして、自後大いにあなたの御考へ実現に努力をいたしますから、今度議員修正などというものを一つお考えにならないように、私の方からも希望申し上げます。

○村山政府委員 実はこの問題につきましては、昨年非常に論議されましたが、御案内のように昨年までの入場税は、七十円以下が一割、七十円から百

円までが二割、百円超が三割でありまして、免税点が二十円あります。ただし純音楽、純舞踊につきましては、百円をこえておつても二割にいたす、こういう特別の軽減税率があるのと、それからなまものにつきましては、三割を適用するところを、普通の映画でございませぬと百円超でございませぬ、特になまものであるというので三百円超、これが三十六年以前の税制だったわけでございます。そこでいろいろ検討してみますと、全般的に入場税が高

いということ、それから第二に、一番言われましたのは、純音楽、純舞踊といふものは一体何であるか、この点はどうも執行面で非常に苦勞をいたしました。税務官吏に何が芸術的なものであるかということとを区別させるということとは、理論倒れになるということで、この差は撤廃する必要があるということ、それから今なまものについて三百円以上というのを設けておりますのは、三割という高率税率との関係にございませぬ、従つて全部一律に一割にすれば、もちろん比例税率でございませぬ、税額の多寡は違つたわけでございますが、それでいいのではなからうかという点と、それから免税点につきましては、最初御案内のように税制調査会の提案では、二十円を五十円に上げる、こういう案であつたわけでございますが、その後政府提案までの間に、これを三十円にいたしましたわけでございます。それは、もし五十円にいたしますと、地方の映画館が非常な打撃をこうむる。というのは、地方で巡回営業のようものがたくさんあるわけでございます。もちろん国税庁も十分その執行については脱漏のないように取

り締まるわけでございますけれども、ともするとその点がうましくないために、あまりにも免税点を下げますと、地方の映画館が非常な打撃をこうむる、こういう実情がはつきりいたしましたので、政府提案の段階でこれを三十円にする。同時に政府提案のときに、これは一割、二割のところがあつたわけでございますが、その点も考えて一律に一割にしたという点でございませぬ。昨年もこれらの問題について検討した上で、思い切つて全部一割にしたというところでございませぬ。

○横山委員 村山さんの御親切な答弁には感謝をいたします。私も議論をするとなるとだいぶ長くなりますので、せっかくな大臣の先ほどの御答弁もありました、時間がございませぬので次に移りたいと思ひます。

大臣は、昨年十一月二十八日に最高裁でいわゆる第三者没収の違憲判決が出たことは御存じでございますか。つまり関税法で、密貿易をやつたときにはその船の持ち主がだれであらうとそれに関係するものはみんな没収してしまふ。同じく酒税法にもこれと同じようなものがありまして、前項の犯罪にかゝる酒類、もろみ、原料、機械または容器等は何人の所有であるかを問はずこれを没収する、こういう規定が酒税法にもあるわけでございます。本委員会にこの違憲判決が出たにかかわらず何らの措置がされてない。判決は「その没収に關して当該所有者に対し、何ら告知、弁解、防禦の機会を与えることなく、その所有権を奪ふことは、著しく不合理であつて、憲法の容認しないうところであるといわなければならぬ。けだし、憲法二九条一項は、財産

権は、これを侵してはならないと規定し」とある。つまり犯人のものならともかくとして、第三者のものを密貿易人のものでいへどもこれを没収するといふ現在の法律は違憲であると、最高裁が判決をした、これについて政府はどういう措置をおとりになつたか伺いたいのであります。

○田中中国務大臣 判例が出ましたので、この問題について法務省とも連絡をとりまして、法務省で今検討中でございます。私はこの問題に対しては、やはり現行法の条文整理ということが必要であると考へております。

○横山委員 そうすると、現行法の改正法案といふのはいつ出るのか、それまでに一体行政上はどういう措置をなさるのか、たとえば酒税の密造対策について今までと違つた行政上のことをなさるのか。酒税法は現に生きておる。その点はいかがですか。

○田中中国務大臣 酒税法によつて押収等をするわけでありませぬ、没収に対して判例違反が起らないように、物品別に相当な配慮をする、こういうことで、法改正まで、いわゆる法改正の結論、法務省の結論が出るまで、そのように事実運用において配慮していくというところでございませぬ。

参りませんが、實際この法の運用に對しては、少なくとも判例違反というよ
うなことが起こらないように、いわゆる
密貿易、密造等に対しても、当然、
その本人がその犯罪を犯すために用い
たものというよなものに限定をしま
して没収をするというよなこととい
うべきだと考えておるわけであり
ます。

○横山委員 納得できませんが、あな
たのおっしゃるのは、酒税法も関税法
も生きてはおるけれども、自分たち政
府に行政権はあるけれども、行使はし
ないというよな言い方なのですね。
そのことは、この最高裁の判決とい
うものを、行使はしないけれども、尊重
はしない。これでは矛盾するではあ
りませんか。最高裁の判決が正しいと
考え、それを行政上に次の国会で法律
改正をする、しかも今もその判決を尊
重するとするならば、法律はあれど
も、それは死文化しておる、こういう
考えをとななければならぬ。生きて
おつて、しかも行使はしない、やろう
と思えばその権限はある、こういう考
えはいささかいかかと思ひます。

○田中國務大臣 最高裁の判例違反を
犯さないということは当然でございま
す。でありますから、最高裁判例は尊
重しておるということでございます。
ただ判例と違つたような条文が現行法と
して現存するのでございますから、こ
れが法律上の議論としては、改正案が
通らないという力は存在する
わけでありまして、存在するが、これは
法の運用において判例違反を犯さない
ようにということでございますから、
事実問題としては、現行法にある条文
そのものにその通りに、今まで通り押

収するといふよなことはいたさない
ように配慮をいたします。で、法律改
正をいつやるかという問題に對して
は、現在法務省で検討いたしておりま
すので、近く結論が出るだろう、こ
ういふふうに申し上げておるわけであり
ます。

○横山委員 あなたと法律論争をやろ
うと思ひませんが、しかしそれではあ
なたは行政上、ことに違憲であるとい
うことがわかつておるから、酒税法及
び関税法については、この点について
は行政権限の行使を差し控えるべきで
あるという通達を下部へなされたのか
どうか。それが一つ。

第二番目には、そういう行使は差し
控えるが、法律は生きておる。やろう
と思えばやれるのだという考え方は、
どうも私釈然としません。しかし、法
律論争をしようと思ひませんから、た
だ最初に聞きました、この違憲判決
後、酒税法や関税法のこの判決に抵触
する部分については、権限の行使を差
し控えるといふ通達をなされたのであ
るかどうか、それだけをお伺ひいたし
ます。

○田中國務大臣 出しております。

○横山委員 その法律解釈について
は、機会を見てあらためて法制の責任
者を呼んで伺ひたいと思ひます。

その次は社内預金の問題でありま
す。多くを論ずる時間がないから、大
臣に端的に伺ひますけれども、要する
に信用金庫、相互銀行合わせて三兆二
千億ぐらゐ、社内預金が一兆円になん
んとおつておる。その社内預金は今や
法律上監督すべき何ものもなくなる。
国民金融公庫法、貯蓄組合法を離れる
わけでありまして、そうすると政府

の非公認の、勝手にやつておる預金で
ある。いわゆる日陰の花である。おめ
かけさんである。その日陰の花を、少
額免税についてだけは恩恵を与えら
れたいといふことは、どうにも一貫を
しないといふことは、先般、大月さん
は、銀行局としてはこの社内預金につ
いて好ましくない気持であるけれど
も、労働省がこの社内預金については
労働福祉の一つに考えておるからとい
うよな御答弁がありました。労働省
がこれを労働福祉と考へておるのは勝
手なお話でありまして、必ずしも労働
者がそう考へておるとはきまつておる
わけじゃないのです。しかも、一ことと
違つて、炭鉱にありましては、事実問
題として元木さん返済されなくなつて
おる。これは特定多数の人間であるか
ら、預金の受け入れその他の法律に抵
触をしないと言つておられる。あるとこ
ろでは、労働者の家族、親戚までが、名
前を借りて社内預金をいたしておる。
従つて不特定多数の不法行為になつた
ことも、今や事実である。かたがた、
あなた方が一生懸命にやつておる低金
利政策から言つても、社内預金が少な
くとも一割をこえるよな水準でいつ
までも行なわれておるといふことは、
私は放置は許されないと思つておる。
私どもの主張としては、社内預金とい
うものは、これほど新しい金融政策が
発展をして、金融の交通整理をなささ
うとするならば、社内預金について何
らかの発言が政府当局からあるべきが
当然である、何らかの発言がなければ
ば、少額免税の恩恵をこの日陰の花に
与えらるゝといふことは筋が通らぬ。従つ
て、どう曲りくねつてこうなつたか知
りませぬけれども、本来、本委員会で

私どもが、社内預金は放置されるべきで
はないと言つておるその問題は放置し
ておつて、少額免税の問題だけ恩恵を
与えらるゝといふことについては、どう
も釈然としない。いかがでございま
すか。

○田中國務大臣 社内預金の利子も、
銀行の利子と同様に、所得税法におけ
る利子所得であることに変わりありま
せんから、少額貯蓄制度のもとにおい
てこれらの問題に差別待遇をしないとい
うことではやつておるわけですが、私
もこの問題は何か考へなければいか
ぬなといふことは、前から考へており
ます。ところが、これは労働の問題で
ありますし、私もこの経験が過去にこ
ざいます。が、實際問題として現金を支
払つて社内預金をしておるといふのも
の、いわゆる社債式な方法でやつてお
るものと、もう一つは、月給が払えな
いので、八割払つてあとの二割は払つ
たこととして社内預金にし、利息を払
うといふよな、その実情に入りませ
ぬ、いろいろな問題があるわけござ
います。同時に、その社内預金という
金額もそのまま全額払い戻せるの
かといふことも資金繰りの問題上いろ
いろな問題もある。ただ、労働間で
もつて協調しながら、この運用に對し
ては、厚生福利という面に重点を置い
てやるとか、またそれによつて社宅を
たくさん建てるとか、いろいろなこと
が事実運用上なされておりますので、
それは銀行に預けるという問題とは性
質は違ひまして、やはり自分の会社を
つぶさない、自分の会社をよりよくし
たいといふ考へ方が労働の間にあるま
り、いろいろな問題がからんでおりま

すので、これを制度上何とかしなければ
いかぬだろうといふ考へは御説の通
り何人も常識的に持つわけでありま
す。が、どの程度、どういふ制度にするの
かといふ問題に對しては、なかなか複
雑な問題が内在をいたしておるわけ
でございます。しかし、私もそのよ
うに考へ、また当面しておる銀行局長も、
答弁は答弁として、何らかの処置をし
なければいかぬだろうといふ考へはあ
るのでございますから、ただいまの御
発言を契機にして、社内預金の、将来
どうあるべきか、また金融制度の中で
どう処置すべきかといふ問題に對して
は、これは検討すべきでありますし、
検討に値する重要な問題だと考へま
すので、そのよな方向で検討をいたし
ます。

○横山委員 比較的大臣予期に反して
よく御存じのよなであります。ただ、
今あなたから例が出されましたよな
ことをもう少しお考へ願ひたいと思
つておる。それは年末手当て
も、あるいは夏季手当でも、今おつ
たよな、もう根っからとにか
くこの何割は社内預金だといふ話に
なつてしまつておる。それを労働者側
としては、そういう制度を一たんだを
開きますと、どうにも断わり切れな
い。ほんとうにそれが金融で中小企業
者なり大企業が困つておるかどうかと
いふものさしといふものが、労働者に
はなかなか實際問題としてはないので
あります。社内預金の制度といふもの
は、会社にきちんとした個人別の預金
通帳があるわけでは實際はないのであ
ります。自分のところで帳面づらにき
ちんと横山利秋は今月は幾ら幾らと勝
手にやつておる。私設の金融機関なの

でありますから、それで間違いがないとは言えないし、一たんその道ができずと、当然のように経営者はその金を流用して会社の流動資金に充てることは、これもわかり切っておることです。一たん道を開いたら、公債政策みたいなものでありまして、必ずそれを会社の運転資金の目当てにしてしまっておる。従って、こういう制度というもの、原則的にやむを得ないものとして、大蔵省が、また労働省が認める限りにおいては、これをなくしようとしたってなくせるものではない。原則的にはこれはいかぬのだという立場をはつきりさせて、そして今大臣のお話のように、いかにしてこれを制肘をしていくか、また全体の資金の流れの中でこれを補正していくか、また元本さえ返済できないような現状をどうするか、またこの不特定多数にまで発展しそうな問題をどうするかというように制限をする立場において、少なくとも社内預金を将来なくしていく、こういうふうな踏み出していただきたいと思ひます。

それが第一の質問であります、もしそうであるとするならば、今回少額免税を社内預金に適用なさるといふことは、あなたのお考えと逆行しておるのではないかとおもう。これもうまみがありますよ。それもいかぬと言ひながら、そのごちそうを与えるというのはあなたのお考えと逆行しているのではないか。何かそこで大臣の踏み切り方が足らぬのではないか。いいわ、いいわで済ましてしまふという結果になりはしないかとおそれるのであります。いかがでありますか。

○田中国務大臣 あなたの言われるこ

とは非常によくわかります。よくわかりませんが、何分にも一兆円になんかとしておるような状態は、払えないからとか、また労使の間でやむにやまれない状態を認め今日までできておりまして、一兆円となったわけではございません。一兆円まで大きくなってしまつてから、これからやめるといふのはなかなか大へんだらうという問題がありますから、もうここで制度的にこれをなくする方向に行かなければいかぬ、こういうことも理論の上では十分わかるのであります、何分にも社内預金というものは社債式なものに使われてもいるし、その意味で一兆円というものが、実際社内預金という名前ではあります、自己資本というものは株に振りかえるとか、振りかわるとか、いろいろな問題から言へば、自己資金率も実際面から言へば、労働の間で話し合ひをして積んでいるのでありますから、自己資本の一部であるのみなされるわけであり、これは一ぺんに貸し出してこれをなくしてしまいたい、こういうことは考えの上ではできるわけですが、生々発展をさせた——発展と言へるかどうかわかりませんが、その現状までなつてきた過程を振り返つてみますと、必要やむを得ずということできておりますので、将来どうするかという問題に対しては、慎重にかつ積極的に検討するに値する問題ではありますけれども、現状を無視して、これに対する少額免税制度を適用しないで、うんとしばつてしまふ、こういうことをすればなくなるかというふうにはすぐは踏み切れない問題でございます。だから、やはり究極の方向をきめまして、できるだけ早

い機会にこういう制度がなくなるように施策を考えていく。それをなくすることができない、これはますます大きくなるというようにあることであるならば、この元本の払い戻し、利子の確保というものを対して一体どのような制度上の条件を置かなければいかぬか。この問題は、やめるといふのはむずかしいから、両建のような格好で持ち合の株を持つていけるようなものは、社内預金の準備積立金式な財産としてこれを拘束するようなことももしないと、会社がつぶれたときにはそれだけ実際減俸になつておつたのだというふうな問題、いわゆる社会問題が起きてくるということである。考えてみておるのであります、今日の段階においては少額免税制度をこれにとらない、とつたことが行き過ぎである、ますますこれを大きくしていくということになつておるのではないかと、このことは、事実問題に徴して御検討願へばおのずからわかることであると思ひわけでございます。原則論としてはなくすることができない、できないというならば元本、利子の確保という道に対して何らかの処置を必要とする問題で、広範に検討して参りたいと思ひます。

○横山委員 大臣とお話しをいたしま

す、いつも痛感するのですが、原則的には実に話が合うのでありますけれども、具体的なことになるとどうも話が合わない。原則的なところは実に私どもの話を聞いて下さるような気がするのでありますけれども、それじゃ実際はどうかと言ふと、それはそうだけれどもと言ふ、こういう話になつてしまつて私は大へん残念だと思ひます。これは一つぜひ、今の原則が今後にわたつて生かされるよう、お話が具体的に進展されることを望んでやみません。

大月さんに、これに関連して一つだけ、時間がありませぬから簡単に伺いますが、金融機関の支店の増設については、労働金庫についても同じようなお考えであるかということが一つ。答弁は簡単に申し上げます。それからもう一つは、先般労働省の中で話をしておりましたら、労働金庫が、業務方針書で、たしか返済が今最大限二年になつておるそうでは、その二年を少し延ばしてくれないうかという意見が多い。ほかの金融機関も、考えてみましたら、確かにもう少し延ばしてやる必要があるだろう。私の気持としては、全部一律二年を延ばしてやれとは言ひませんけれども、それだけの事情に沿つてある程度弾力性を持たせてもいいのではないかと、この考えでございますが、その点一つ簡単に答えを願ひたい。

○大月政府委員 労働金庫の店舗の増

設に対する考え方は、一般の金融機関並みに……。それから今の二年のお話、その貸付の期限の問題でございますが、この問題はどのような規定になつておるか……。これは後刻返事をいたすことにして希望だけ申し上げておきます。

○横山委員 それじやいいです。それは後刻返事をいたすことにして希望だけ申し上げておきます。返済期限は二年がリミットであるけれども、少しそれを延ばしてもらいたいです。労働省側としては賛成なんでしょうから、大蔵省側として御検討願ひたい。

最後に大臣に税理士法についてお尋

ねいたしたいのですが、税理士法は、本委員会において近き将来とし、参議院においては三年を限度として税理士法を改正することになつておりまして、検討が進められておると思ひます。この際、税理士法の改正について希望を述べ、それについての大臣のお考えを承りたいと思ひのであります。

弁護士法と税理士法の第一条の目的を比べてみますと、弁護士法はきわめて独立した立場というものが明確になつております。ところが税理士法では何となく税務当局の下請機能的な目的があるのであります。事実また、弁護士会と税理士会とを比較してみますと、税理士会は何といつても国税庁当局の影響が実に強い。これは事実問題として考えられるところであり、この第一条の目的をこの際根本的に考へ直す必要があるというのであります。第二番目に、もう時間がございませぬから全部言つておきますが、第二番目に、本委員会が税理士法を改正いたしましたときに附帯決議をつけたことのある。附帯決議は、たしか政治的中立、それからもう一つは一県一公制度になるべく早く統合しろということに法律にもなつておるし、附帯決議にもなつておる。それがとんと守られていないような気がする。この点は税理士会自身の問題であるけれども、一体どういうことになつておるのか。

それから第三番目に、仏、ドイツの税理士法を見ましたところ、なかなか学ぶべき点がある。その中でふつと気がついたことは、税理士会社というものがあるのですね。日本の税理士のようなものを百人ぐらい使つてい

がいて。一人の名義で百人も従業員を使つてどうして立ち合いができるのか。税理士の仕事というものは大体適正規模というものがあはずであり、しかし現実の問題として五十人、七十人と使うことになるならば、これはドイツの例に見るような税理士株式会社というふうなものがある。これは現実に合わせての意味においては、これは考えらるべき筋合いの問題ではないか。

それから次に、税理士はみずから切磋琢磨して国民諸君の負託にこたえなければならぬ、みずから品位を向上しなければならぬという意味において、税理士自身も悪徳税理士となり、何なりについてもやれるようにはたせられなければならないという点については、税理士公の諸君はみずから一罰百戒の意味においてその権限を行使しておるかどうかという点について、私は疑問を持っておる。この点について、私は困窮にやせよと言つてはならない。税理士自身もみずから品位を向上させるべきで、みずからの品位を向上させよう、泣いて馬鹿を切るような気持でやらなければならぬ。またそういう内容を持った税理士法に改めていかなければならぬ。

〔毛利委員長代理退席、委員長着席〕

それから次に問題になっておりますのは特別試験制度の問題であります。税務署に長くおつたから当然税理士ができて、しかも総務や徴収のことをやっておつた人が当然税理士ができるということには私は必ずしも考えない。だから特別試験制度についてはかねがね批判があるけれども、これを解

決しなければならぬ。

それから、この前お話を伺つたときには、直税ばかりでなくて、今度は何接税も税理士の権限に入れるという話があつたけれども、これは税務にについては全般をやはり税理士にやらすべきだといふふうな考えをもつと広げるべきではないか。

それから先ほどお約束を願つた税務の民主化をはかる意味においては、必ず閣下税理士に対して事前通知を行わしむるべきではないか。納税者の調査をやる場合においては、税理士に必ず事前に通知をする。そうして合理的民主的にやる。突如として納税者のところにいけないから、それによつて国税局の調査、税務署の調査がうまくいかないというふうな考え方は捨て去るべきである。人のすきをねらつて襲つて金庫を押さえるというふうなことを普通に考えることは改むべきである。正堂々と科学的、合理的に双方が調査をするというふうになさるべきである。この事前通知の例外というものがある。これはいけないというのではない。しかしそれはあくまで例外であつて、事前通知が法規に明記をされ、そうしてその例外事項としてそういうことがなされるべきであつて、今日事前通知というものが行なわれないのが普通であるといふような状態というものは改むべきである。運用上のみならず法律上においてもこれは改むべきである。

以上時間の関係から一話して税理士法についての意見を述べましたが、大臣並びに関係者から本問題についての御意見を承り、私の質問を終わることにいたします。

○田中国務大臣 徴税の民主化という

ことはもう御説の通りでありまして、今まで税に對しては、来た者に対して、こういう特典がありますよ、こういうことがありますがよといふことを教えるだけであつて、窓口相談といふようなものに徴税機構の大きなウエートを置いておらなかつたという問題に對しては、昨年大臣就任以後、窓口業務といふものの中に相談指導というふうな面を充実せしめるように考えております。

事前通告といふ問題、それからさつと行つて金庫を押さへてしまふという問題に對して、全部が全部事前通告制度にやつた方がよいといふことは、これは理論上としてはその通りであり、理想もそうあるべきであらうと思つております。御承知の通り申告納税制度をとりまして、戦後日本お浅いし、なかなか脱税事犯も相当あるわけでございますので、これが運用に對しては慎重であらねばならぬといふことは当然であります。これを抜本的に改正をして、事前通告制度をすべてにとらなければならぬといふようにすることに、徴税技術上直ちに実施できるものかどうか、これはなかなかむずかしい問題だらうと思つております。これに對しては事務局からなお補足的に御説明を申し上げさせていただきます。

税理士制度の問題、公認会計士もあわせての問題でございますが、この問題に對しては、御承知の通り国会の附帯決議もございまして、昨年の八月に発足した税制調査会に、税理士制度特別部会を設けることをお願いいたしております。この四月からこの問題に對して十分検討し、外國の制度その他に對しても調査を行つて参りました。

いというふうなことであります。なお先般、昨年の暮れかと思つたが、東京で公認会計士、税理士の会などもあつたようでございますが、アメリカ、カナダその他世界の先進工業國等で行なわれておる公認会計士、税理士といふものと企業の数、その他業務の上のバランスが一体よくとれておるかどうかといふこと、日本の税理士、公認会計士といふ問題に對しては、また相当検討を必要とする状態がたかさんあるといふふうな認識をしておるわけでございます。

税務職員の問題につきましては、一言申し上げておきたいと思つておりますが、これも私が就任直後から、今御承知の通りちょうど十年、十五年を終つてよく一人前になつてきたといふふうな税務職員が民間に引き抜かれていくといふことで、税務職員の確保にも非常な問題がございまして、また希望を持たせなければならぬ。非常にいやな職業に永年努力をしておる人たちが、これと税理士法との関係をどうするかといふ問題に對しては、事務局に検討を命じてあります。何年たつたら税理士そのものが一級、二級、三級といふふうな、他の國家試験制度のようになつて、そういうふうにするべきか、いろいろ技術的な問題はございまして、少なくとも税務署に十年おつた者はどう、十五年おつた者はどう、二十年の者はどうといふようなことで、特別筆記試験を必要としないで、税務職員のためを道を開くといふことも、私は考えています。しかしこれが税理士制度の障害になるといふ問題は一体どこにあるのかといふふうな問題もあわせて広範な

検討をいたしておるわけでございます。國內問題だけではなく、外國の例にも徴し、またこれからの日本の産業の発展等も考えながら、特に商法の改正等におきまして、法人の会計監査といふものに対しては監査役の権限も非常に縮小せられております。同時に公認会計士や税理士の制度、その責任、任務に對しても非常に強く要請せられておるわけでありまして、新しい事態に對してこれらの諸問題をあわせて検討していただき、可及的すみやかに結論を得たいといふふうな考えておるわけでございます。

○横山委員 広瀬君の機会がなくなりまして、広瀬君の質問が済んでから主税局長の答弁をいただきます。

○日井委員長 広瀬秀吉君。

○広瀬(秀)委員 この前予算の分科会でも大臣に質問をしたわけでありまして、一昨日ですか、中山税制調査会長が本委員会にお見えになりました。税制調査会のことしの減税の答申を出すころの見通しとして自然増収の問題、おそらく二千億ないだろう、こういうふうなことで非常につましやかな減税答申をやつた。ところがその後の推移を見ますと、三千億をはるかにこえていくという実態がある。従つてこういうふうな面においても非常に不満を表明された。税の自然増収は、なかなか統計的に見込みを立てるといふことはむずかしい。勢い主税當局にたよらざるを得ない。そういうところで二千億くらいだろうといふようなことを出して減税幅を非常に小さくするよ

うな操作が行なわれたんじゃないか、その後の推移で二千億をこえるような見通しの違い、見込み違いといふもの

がはたしてあるのかどうか、やはりそういうところ、主税当局における税制調査会に対する資料の提出に対する態度というふうなもの、減税を小幅にとどめようというふうな政策的意図からそういう見通しというものの数字を操作するということがあるが、あつたんじゃないかということも私も疑うわけでありまして、これについて一体大臣はどうお考えになっておられますか。これは当然当初予定よりも非常に自然増収が多かったということになりまして、その後の問題にも発展を遂げていくわけでありまして、それらの点についてお答えをいただきたい。

○田中事務大臣 減税幅を小幅にしたという目的をもって自然増収見込みも、いわゆる税収見込みを過小に見積もったという事実はございません。これはもう昨年の七月以降本委員会において私は答弁をいたしておるのでございますが、三十七年度自然増収に対してはどれくらい見込めるか、一千億程度でございますと、こういうことを申し上げておるわけでありまして、一千億程度でございますが、歳出の増加が予想せられるというときに、せいぜい千二、三百億といえればそれ以上見込むことはむずかしいと思つて、ただ九月の法人決算がどうなるかという問題で、十二月末から一月にかけての現実的な捕捉はむずかしいと思つて、おおむね千億前後でございます。よろ、事務当局は八百億、千億以内でございます、だろつというところをお答えをいたしました、その当時やはり当委員会においても、予算委員会においても、三十七年度自然増収というものが千億を上回るようなことは期

待できないというのが、おおむね世論だつたと思つて。そういう意味でその三十七年度自らの経済成長率は四〇％と言いつながら四〇％を割るのだからというふうなもの、常識でありましたし、私も三十八年度の経済見込みを、初めは五〇％から五・五、六〇くらいじゃないかというふうに見ておつたわけでございますが、その後の輸出の伸びと設備投資に対する資金の需要量とか、いろいろの問題を検討し、特に九月の法人決算の結果がわれわれの考えたよりも多少よくなつておるといふことで、第二次補正予算を組めるような状態になり、また三十八年度の予算編成に対しても、三十八年度の経済見込みの上で大体実質六・一〇程度の経済成長率が見込めるだろうといふことは、これは一月以後になつてからお互いにこの分をいけば案外この程度の増収を見込めるのではないかと、非常に非常に短い時間でございますが、非常にテンポが早くさういふふうになつてきたのでありまして、去年の十月、十一月、十二月当時、出てくることを承知でありながら過小見込みをしたといふ事実はないのであります。

○広瀬(秀)委員 それでは非常にさういふ見通しをなさうといふ、これはやはり指摘されなければならぬ点だろつと思つておる。現実には二千億ないだろつといふところ、現実に三千八百八十億ですか、これくらいになつておるといふことが証明されてくる。さういふ見込み違いは一体どういふところから出るのか。いつだつて自然増収といふやつは、この前予算委員会ですつと数字を出しましたけれども、あつた

工合にして自然増収はいつでもふえておるわけですね。さうして税制調査会の段階のときにはいつでも控え目な数字をやつておる。さういふところに非常に私ども疑いなきを得ないわけですね。その見通しがどういふところ、さういふところ、この点についてはさういふふうにお答えをいただきたい。

○田中事務大臣 数字に対しては主税局長からお答えをさせますが、これは今までの目標の数字よりも税収が非常に多かつたといふのは、初めから政府が予算編成当初に経済見込みを立てたものが七〇％くらいに、一三〇％くらい、約倍くらいに経済成長が急速に伸びておるといふことでありまして、当初の見通しと実際の実績数字といふものの間の開きがあつたといふこと、この間の開きがあつたといふこと、三十五、六年度は大きな増収を見つたわけでございます。ところが三十六年から七年にかけて御承知の通りの国際収支の悪化によつて、国際収支の改善対策を強硬に進めて参りました。さういふあたりの新聞でもおわかりになる通り、三十二年当時七、八カ月、十カ月以内でその効果が現れたものが、今年度は十カ月、十二カ月かかつておる。これは経済の幅も広く深さも深くなつておるといふことでありまして、いづれにしても、三十二年の例を見ますと三十二年はその税収は減つておるわけでありまして、だからさういふ意味から、過去の例に徴して見ると、三十八年度税収といふものが、今の状態では十一月ごろから非常に急速に国際収支はよくなりましたけれども、実際問題十一月ごろから十二月の時点で検討すると、三十二、三年の実績に徴してみても、当初見込ん

だ以上に税収の伸びを計算するといふことは、過去の例に徴してむずかしかつたといふことは言ひ得ると思ひます。

数字的な問題に対しては事務当局を以て答弁させます。

○村山政府委員 税制調査会に対する数字は過小で、それが故点ではないか、あるいはさういふ数字ではないかといふお話しでありますので、一言申し上げてみます。

御案内のように、今年度三十八年度税収見込みは、三十七年度の経済見込みに見込みまして来年度の経済指標をどう見込む、その二つによつてきまるわけでございます。この来年度の経済指標がどうなるかといふことにつきましては、内閣を中心いたします、今度の経済見込みでは八月、十一月、十二月、一月とそれぞれ指標が試算されております。生産指数並びに物価はほとんど変わっておりません。この四回とも六〇でございます。物価につきましても大体同じでございます。従いまして、われわれは、その見込みのかたさからいまして、来年度の指標については大よその見込みはついておつたわけでございます。ただ、今年度幾ら自然増収が出るか、これが実は来年度のものを見込める最後のポイントであつたわけでございます。そこで、今提案しておりますものをとらんになりまして三千三百三十一億でございます。が、ここの決算見込みは、今までの第二次補正で千三百六十三億やっておりますので、差し引きますと大体千七百億ぐらい。もしこれより若干出るとすれば、純粋に三十八年度の増加額としては千五、六百億になるわけでございます。

ます。従つて、そのとき千億とわれわれが言つておりましたのは、来年度二千億ないし二千五百億と言つたわけでありまして、それに比べますと約五、六百億の差があるわけですね。その問題は三十七年度の決算見込みにあるわけでございます。税制調査会が開かれておりました、ちょうど今年度の改正を問題にした十月末ごろの収入実績から見ますと、千億以上という数字は期待数字であつても確実に見込み得る数字ではなかつたといふことでございまして、と申しますのは、いつでも申し上げておりますように、その十月末なら十月末現在の収入歩合が対前年の決算歩合に対して幾ら上昇しておるか、その上昇歩合を予算数字にかけて検討しておるわけでございます。もしそのときまでと同じ順調さをたどるとすれば、その方式で出しますと、決算方式は十月末の段階では千億しか見込めなかつたといふことでございまして、合わせまして最大限二千五百億。幸いいたしまして九月決算その他が予想よりも若干よかつた、あるいは給与の伸びが案外よかつた、さういふことからいまして、毎月々々の末をとつていきますとだんだん上昇してきておる。それで予算を出した段階におきましては、税制調査会が五、六百億より今年度自然増収がさらに五、六百億より見込めるに至つた、さういふ事情でございます。別に作意的の問題ではございません。

○広瀬(秀)委員 最も善意に、作意は何もないのだ、さういふ思ひも、現実にはさういふ差が出て参つておるわけでありまして、さういふと、税制調

査会の理論をかりれば、これは物価引上げと関連して実質負担増の問題の計算基礎も非常に変わってくるわけであり、税制調査会は、二千億を土台にして、約六百億くらいの実質負担増があるだろう、しかし、最もひどくその影響を受けるものは低所得階層なのだということから、大抵三百九十億程度であれば何と実質負担増を解消できるだろう、物価引き上げによって生計費に非常に影響を及ぼす限界というものは、そこらに線を引けば大体カバーできるだろう、こういうことだ、たまたまであり、ところが三千億だということになります、これは実質負担増は九百億をこえるのだ、そのうち二百七十七億——三百九十億すら削ったわけであり、中山税制調査会長もこれははつきり増税の部分があるということを確認されているわけであり、そうすると、私はこの前の予算委員会でも質問をしたわけであり、端的に聞きますが、これは第一点でございますが、年度内減税ということをやってもいいのではないかと、かつて例もあるということ、年度内減税をやるべきであると思ふが、そういう気持があるかどうか、三十八年度の、たとえば下半期なり第四・四半期においてやるということ、今から約束するという態度が必要だと思ふが、その点どうか、この点を一つ、

それから、大蔵非常に忙しいので、大きい問題の一つだけ伺います、法人税関係でこれは同族会社の留保所得課税の特例というものを今までの五十万控除から百万に引き上げた、これは大へんけつこうなことなんです、それ以外に、日本の中小企業の育成——

中小法人が大部分を占めているわけであり、その育成のため、法人税の今の比例税率をある程度累進という形、従って小規模の法人については、あるいは法人所得の限度をきめて、少なくとも低所得法人というものを、対して軽減税率というようなもの、設ける気持があるかどうか、

その二つの点をまず大臣にはつきり答えていただいて、それで大臣が納得のいく答弁をされれば、その答弁で切り上げます、

○田中 中国務大臣 第一の問題につきましては、これは中山税制調査会長がここで参考人として意見を述べられたことは新聞で承知をいたしております、あの当時の税制調査会の答申は、私も十分尊重をして参つたつもりでございます、また将来も税制調査会の答申は慎重して参る考えでございます、一年々々の問題をしばつても合理的にいくわけであり、税制という問題に対しては、昭和二十五年から過去長くやっておりますし、また今日も新しくその一環として減税を考へ、また三十九年以降も引き続いて減税問題に対しては取り組んでいただいております、今度新しく税制調査会に、昨年八月新しい角度から新しい視野に立って検討していただくために、しかもそれはこまかい問題だけではなく、また当面する問題だけではなく、日本の税制はどうあるべきかという問題から検討していただきたい、過去、現在、将来に対しても税制調査会の答申を基礎としながら、よりよき税制の改革を行なつて参りたいという考えでございます、

それから二千億くらいしか増収が見込まれないときでさえもあの程度の減税をしろという答申をしたのに、三千億も見込めるといふならもつとやっただいじやないかということであり、そのお話し、御発言の趣旨は十分了解されますので、来年以降これらの問題に對しても十分やろうということ、予算委員会でも申し上げている通りでございます、年度内減税をやるかどうか、これは私が今ここで申し上げる問題ではなく、これは税制調査会の結論を待ちながら、諸般の情勢を検討しながら最終的判断をすべき問題だと考へております、だからそういう意味で一つ十分事情を了解したいと思ひます、当時のように経済が非常に不況感があつたときよりも、その後情勢で総理が言われるように、秋を待たずして経済は上向きになるといふことでありますから、多少ペースアップという問題も考へられます、そういう意味をあわせて一つ御検討願ひまして、ただいま御発言の年度内減税ができるかどうかという問題は、税制調査会の結論を待ちながら検討していくべき問題だと思ひます、

それから第二の問題、法人に対して軽減税率を設けたらどうかという点、これは常に問題になつていて、今度のごとき、今度同族法人に対しての特例を設けましたのは、私は、同族というものは個人である、また中小企業というものは同族以外にないのだ、これがだんだん大きくなってきて、一般他人資本を入れられるようになればいいのですが、お互いにあつたから中小企業として発足しようということになれば、兄弟縁者の金を全部かき集めた

り、友人の金をかき集めたりして、だんだん大衆資本というものをいれ得るようになるのでありますから、同族会社というものは中小企業なんだ、中小企業というものは同族会社なんだという考え方で、同族会社というものは他人の資本を入れられるものと同一視すべきものではない、私は就任以来こういうふうにならざるを得ないのであります、私はそういう意味で同族会社というものは今までの税の専門家考へているようなものではない、実質面において個人と同じじやないか、中小企業は同族会社なんだ、同族会社は中小企業なんだという考へ方で、これらの特例を漸次拡大していきたいという思想に基づいて三十七年度の税制改正をやつたわけでございます、

それから弱小、中小というような零細中小企業者を育成していくために軽減税率をつくらうかどうか、この問題と、もう一つは、危険負担のために何らかの共済制度、いわゆる一年間とか一年半とかいう留保をしていけるような方法を考へるべきか、税金として負けておつた方がいいのか、これは中小企業基本法の問題として非常に慎重に、かつ深刻な考へ方で検討いたしております、だから、春日さんが先回の国会で申された通り、中小企業が今東京のまん中におつて、これでとにかくよそへ出て合理的なものにしようといふ、全部帳簿価格と実際の売買価格との間に税金がかかるじやないか、こういう御発言がありました、これらも直ちに取上げて——これは中小企業対策としては技術的なものであると私考へておる、こういうようなことを今どんどんやつておるのでございま

すので、いわゆる軽減税率を適用した方が中小企業のためになるのか、負担の公平論もございませうけれども、中小企業基本法を出した場合、これに對して税制上どうすべきかという問題は、これは積極的に検討すべき問題でありますので、税制調査会に對しても、政府の意見も申し上げます、またそのような問題に對しては答申を求めたいという考へで進めて参りたい、こう考へます、

○広瀬 委員 それではもう一つだけ、先ほど横山さんの質問において、原則的には一致するけれども、具体的な問題になるとだいぶ離れてしまつていふことがありましたが、しかし大蔵大臣も、中小法人に対する考へ方、これを優遇しなければ中小企業は振興しないのだ、そういう面では税制上これから非常に真剣に考へて対策を立てていきたいというところを確認をいたしたいと思ひますが、ただもう一つだけ、これ一つだけで大臣よろしゅうござい

ますから、これは予算委員会でも相当問題になり、何人も入れかわり立ちかわり質問をしたわけでありまして、問題の、利子、配当所得課税の問題であります、この問題につきましても、昨日大蔵委員会に総理がお見えになりました、配当の総合課税というものは今まで通りやつていく、分離はしない、こういう方針を言われたわけであり、配当課税を廃止していくという大蔵大臣の考へとも若干違ひが出てくる、こういう点が一問題になつて、総理大臣と大蔵大臣の考へ方の違ひというものは、あなたは予算委員会におきまして、将来利子所得、配当所得と

いうものについては課税をしないような考えでいきたいということを言っておる。それに対して総理がこういう答弁をしておるといふところにも差がある。この問題を一つはつきりさしていただきたいことが一つです。

それから、税制調査会の中山先生も、ここでやはり非常にこの点についての不満を漏らされたわけでありすが、これはやはり、税制調査会の答申は尊重いたしますと言っておりながら、あなたが非常に低金利政策を推し進めることに急なるの余りこういうことをやつたということに対しては、租税公平の原則からいってこれはいかぬ言われておるのです。そこで税制調査会がこの問題について今後何らかの結論を技術的に税制全体の立場において答申を出してきたという場合は、その通り従う気持があるかどうか。やはりあなたの政策が優先して、税制調査会の答申を今回のごとく無視してやられるつもりがあるかどうか。この二点だけお伺いしたい。

○田中中国務大臣 お答えいたします。第一の問題につきましては、昨日総理が申された通りでございます。二遊うんだよ」と呼ぶ者ありいや、きのうもここで申し上げました。総理と私の考え方がその通りであるということをお承知願ったわけでございます。

それから第二の問題につきましては、私どもも、きのうの総理がここで申された通り、自由化を前にして、俗に言われる政策減税も必要であるという観点に立ってお出しをしたわけでございます。これは税制調査会の答申に對しては矛盾はない、税制調査会の答

申プラス・アルファをやつたものだといふふうな考えておるわけでございます。でありますから、この次に答申を求めるといふところにも差がある。この中で、少なくとも政府が今度やつた俗にいわれる政策減税というものとは不適である、やめなければならぬといふような答申は出ないだろうと思っております。これはしかし私が思うことであつて、こういうことが税制調査会を拘束するようになつてはいけないので、私は特に慎重な配慮をいたしておるわけでございます。いづれにしても、税制調査会の答申を基本的に尊重いたしながら、政府は国会に對して共同で責任を負うのでございますから、税制調査会と意思の疎通をはかりながら、よりよき税制の改正に進んで参りたい、こう考へるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 利子課税の全免という方針は変わらぬということですか。○田中中国務大臣 全免という問題に對しては、この前も申し上げた通り、全免で得るような状態であれば好ましいことではございます、ということでございます。しかし税制調査会の答申を尊重しながらということではあります。私ども予算委員会では、きのうは少し上げつなく、どうも三転、四転するといふような表現で御質問がございましたが、三転、四転しておるわけではございません。私としても、國の将来を思いながら、自由化に對して日本の産業がたくましく立ち上がつていくこと自体が、國力の培養ということだけではなく、われわれの生活のレベルアップにも資するのである、ということではなく、それ以外に道はないのだという考へ方に立ってやつたこ

とでございますが、少なくとも税制調査会でも議論があり、国会でも議論があるといふのに全免するとは何事だといふような考へもありません。また、整理もきのうここで明らかに政府の最高方針を宣明されたのでございませう。私も総理と同じ考へによつて対処して参りますということをきのう申し上げておるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 先ほど質問をいたしましたことを、今度は主税局長からこまかく説明をいただきたいのですが、法人税の問題で、われわれは中小企業育成のために、ほとんど租税特別措置の適用を受けられない、こういう階層に對して法人税の税率軽減をやれといふことを、もう三年も前から、あるいはそれ以上前から主張しているわけですが、一向この問題も現実化していません。中山さんも、昨年だと思つたが、この委員会でもやはり参考意見として、もうそういう方式というものは当然考へていいじゃないかという賛意を表されている問題です。ただ、これが答申としてまだまとまらなはきていないわけですが、大蔵省としてのこれについての考へ方、これはいろいろ同族会社の留保課税の問題等とも関連するし、あるいは個人所得との関連ということがあるであらうしょうけれども、たとえば私どもとしては、五十万円までの所得は一〇％でいいんじゃないか、あるいは百万円までは二五％、二百万円までは三〇％、それ以上は大体三〇％くらい、この程度の刻みというものはしごく妥当なものではないか。われわれも税制のこまかい点までわかつてはいるわけではない。くろろとしゃないものですから、問題があろうか

と思ひますけれども、こういう考へ方、それからこういう線の引き方、こういうものには大蔵省が踏み切れないという理由を一つわかるように説明をしていただきたいのです。

○村山政府委員 中小企業の課税問題を考へる場合に、まず所得課税の問題とそれから事業税の系統の純益課税の問題の二つの系列がございまして、所得課税の問題につきましては、おっしゃる通りに中小企業法人につきましては一方において大法人とのバランスという問題がございまして、同時に個人の事業所得者に対する所得課税とのバランスの問題がございまして、それから個人事業所得者の課税は、同時にまた勤労所得者とのバランスの問題につながるわけでありまして、そういう意味で、単独に中小法人を大法人と比べてただ単に安くすればいいというものがございませぬ。そこが非常にむずかしいところになるわけでございます。もとより所得課税は御案内のように日本の国税として最も累進税率の高い制度でございまして、それ自身基本構造におきまして担税力と最も見合っているものでございまして、そういう意味で、中小法人については所得課税の形態では三三〇という軽減税率をかけておる、ここが違つたわけでございます。これを下げることになりまます。これを下げることになりまます。支障があるかという点になりまます。個人事業所得者に対する課税の調整をどうしてもやらなくちゃならぬ。

それから、きのうもちよつと申し上げましたが、配当控除の控除率のあり方をどうするかという問題について解答を持たない限り、この税率を単に動かすわけにはいかぬわけでございます。現在の配当控除率の税率は三八％に見合つておるわけでございます。もちろんその配当控除率の盛り方についていろいろ考へてはございますが、現行は一応そこでステイックしてあるわけでございます。従ひまして、個人所得者とのバランスの問題、配当課税の控除のあり方をどうするかという問題がなくなつて、単純にこれを下げればいいじゃないかといふことにはなかなか事務的に踏み切れない、これが所得課税における一つの問題でございます。

第二点の先ほど申しました事業税に關しましては、御案内のように相次いで減税をやつておるわけでございます。三十四年には基礎控除を十二万円を二十万円にしてございまして、昨年は法人、個人を通じて事業税を相当引き下げております。法人が七、八、一〇、一二とありましたのを、それぞれ六、九、一二にしてはいるわけでございます。下の方を下げてはいるわけでございます。ですから、基本税制の中において中小企業にだけだけやれるかといふことについては非常にむずかしい問題がある。そこで中小企業者に対する特別措置として何か考へられる道があるか、実質今税法の中でそれが一つ従来あるわけでございます。すなわち初年度三分の一の追加償却がございまして、普通の償却は全部の法人に及ぶわけでございますが、中小企業といふものだけを対象にしたものとしてはこれが一つある。今回提案いたしておりますのは、さらに中小企業につきましては、新たに機械装置を取得したときでなく、それまでの過程において向こ

かすわけにはいかぬわけでございます。現在の配当控除率の税率は三八％に見合つておるわけでございます。もちろんその配当控除率の盛り方についていろいろ考へてはございますが、現行は一応そこでステイックしてあるわけでございます。従ひまして、個人所得者とのバランスの問題、配当課税の控除のあり方をどうするかという問題がなくなつて、単純にこれを下げればいいじゃないかといふことにはなかなか事務的に踏み切れない、これが所得課税における一つの問題でございます。

う五年間三分の一割増し償却を中小企業についてだけ認めようとしているわけでございます。ですから、特別措置で特定の業種あるいは特定の規模を問題にしてやっているものではないわけでございます。そういう意味で、中小企業に対しての税制というものは、まあわれわれとしては相当考えておられるというふうな考えでおられるわけでございます。基本的な問題につきましては非常にむずかしい問題があるということでございます。

○広瀬(秀)委員 いろいろ御説明を伺いましたが、初年度三分の一の償却あるいは五年間割増し償却、これは中小企業だけという事で適用している。そういうようなことで、中小企業の場合には法人所得と課税所得との比率といえますか、これがどの程度になっておられますか。この前の税調の資料にも、大企業の実態が出ておりました、あるいはまた中小企業の実態が出ておりましたが、こういうものを加えて大企業の所得に対する課税所得の比率と中小企業のととの比較を、パーセントでお示し願いたい。

○村山政府委員 最近の、これはサンプル調査でございますが、大企業の総所得に対する、つまり基本税制の所得を一〇〇にした場合の措置を適用したあとの割合は八二％でございます。これに對しまして中小法人の方は八八である、従いまして、その租税特別措置に関する限り大法人の方が比較的有利になっておるといふ事実は出ております。ただ、しきりにその内容を見てみますと、そこに約六割の差があるわけですが、その六割の差を見てみますと、実は退職給与引当金、これで約

六割違うわけでございますが、本来退職給与引当金は租税特別措置というものがおかないのじゃなからうか。もう償務性引当金として本来の基本的な損金ではなからうか。ですから、その点でもし今の租税特別措置から除くということになりますと、もう全く同じになつてしまふ。なお、御参考までに事項別に申し上げておきますが、特別償却におきましては、大法人の方が有利のようでありませう。それから貸し倒れ準備金につきましては、これは小法人の方がはるかに有利になっておる。それから価格変動準備金では小法人が有利、輸出の点は大体同じ、違つておられるのは特別償却と退職給与引当金、この退職給与引当金は先ほど六割と申しましたが、数字を見ますと三割でございます。三割違つており、特別償却において三割違つ、大体そのようになっておられますので、かなりバランスはとれてきつたところ、こういうようになつておられます。

○広瀬(秀)委員 退職給与引当金が大体六割になるだらうなという説明があつたわけですが、これも、中小企業は非常に体質が弱く所得も少ない。そういうようなことから、退職給与引当金すらも積み立てられない、所得の中からさいていけないというのが非常に多いわけだ。そういうことでは私は説明にならぬと思うのです。それから、八二％と八八％という数字を示されましたけれども、私どもこれについては実質的な差というものはもつと拡大しているという、これは具体的に数字を持ち合わせておられませんけれども、実感としては、こういうものではないはずだと思ふ。これは地方税ま

で含んだ全部のものであるかどうか、あとで確かめたいのですが、それら全体をひくくると、今度は実態的に重いか軽いかという比較をする場合の実効税率というものを、ある特定の業種なり会社なり大法人なりというものと、ある特定のタイプの中小企業法人、これをとつて比較したら大へんな差になるだらうと思ふのです。そういう資料がありましたら、一つその実効税率について、どうなっているか、このことを答弁していただきたいと思ふ。

○村山政府委員 数字は後ほど具体的なものを差し上げますが、私の記憶では実効税率におきましても、もちろん小法人の方が安くなつておる。ただ表面税率で見ると三三、三三ほどの違いはない、このように記憶しております。それからなお、ついでに申し上げておきますと、こういうことをやつたことがございます。三十一年当時の税法を現在の小法人、それから大法人に適用した場合には、当時の税金に對して小法人と大法人の差は一体何倍ぐらになつておるか、格差はどうなつておるか、つまり、租税特別措置も基本法も含めて税制改正はどちらに有利に働いておるか、これを見てみますと、これは実は三十五年に実施したものがあつたわけでございますが、大法人については、実は税額は当時の税額に比べて、今日の税法は約五割上がつております。ですから当時の方が五割だけ安かつた。逆に小法人の方は二割程度軽減されております。現状がどうであるかということとは先ほどちよつと申し上げました、今までの改正の全体の方向を見ておきますと、次第によくならず

つある、これだけは確かのように思われます。なお、その実行税率も小法人の方が安いということには変わりございません。具体的な数字は後ほどお示しいたします。

○広瀬(秀)委員 具体的な資料はあとでいただくことにいたしまして、全法の中で租税特別措置のほとんど、いろいろなところには問題がありますけれども、大体租税特別措置の恩恵から全くはずれている法人の数というのはどのくらいありますか。現行の租税特別措置法に基づく項目のどれにも乗れない、こういう法人というものはどのくらいありますか。そのうちのどれか一つは必ずあるというふうな事象になつておるかも知れませんが、実態をよく知らないのですが、そういう調べというものはありますか。

○村山政府委員 それは全法人に對する――普通法人でよろしいと思ひますが、そのうち青色申告法人でないものが大体そうだと思います。もちろん青色申告法人でなくてもできるものの中にはございますが、大体それでやりますと、青色申告は三十六事業年度、すなわち三十六年二月から三十七年の一月までの終了した事業年度、これについての数でございますが、四十八万九千四百六十八会社でございます。これに對しまして法人数が同じ三十六事業年度で五十九万三千三百九十八でございます。約六十万でございますから、八割強でございますか、八割ぐらゐが青色申告、これらの人はすべて租税特別措置の恩恵は利用されておる、こういうことでございます。

○村山政府委員 これは、国税局長会議でしょつちゅう耳にしておりますのは、実際活動している法人が全部青色法人だといつても過言ではない程度だと思ふのでございます。あとはただ登記面であるが活動していないとか、解散して清算終了してないというふうなものが多い部分である。あるいは青色法人になりたくとも、その辺にある個人の普通の小売屋さんがなつておるようなもので、帳簿を整えるというふうなことはとていまいか。単に法人だという形態になつておるものが若干ある、かように聞いております。ですから、ほんとうの意味の法人らしいといひますか、活動しておるもので法人といひられるものはほとんど全部が青色申告法人であるというふうなわけには聞いておらず、またそのようであらうと思つております。

○広瀬(秀)委員 租税特別措置のずつと貯蓄増強からその他に至るまでたくさん項目があるわけでありませうが、主税当局としてこれは非常に損金性の強いものであり、これはむしろ本法に移行すべきものではないかというふうなものもあるだらうし、あるいはこれは単純な利益留保だ、これは優遇し過ぎる、これはやはり廃止の方向に持つていかなければならぬとか、こういうふうなものもずつと一つ主税局長から大づかみで

もいいますから、各項について主税当局としての見解をそういう角度から聞かしていただきたい。

○村山政府委員 正確のことは申し上げられませんが、先ほど申しましたように、いわゆる債務性引当金のものは、これは今の会計学の動向から言いますと、漸次損金制が認められていくものではなからうか、そういう意味では退職給付引当金であるとか、あるいは特別修繕引当金、こういったものが一番損金性が強いと通常言われております。それから貸し倒れ準備金のようなもの、いわゆる評価性の引当金、これは評価の問題であります。これは程度の問題だと思えます。現在のあの程度がはたしていいのかわかるとい程度は問題がありまして、ある程度のこととはもちろん認めてもいい性質のものではなからうか、若干個人的な見解になりますが……それから明らかなに利益留保のようなものになっております。これは別の政策的からやっておりますので、損金理論から言えども明らかなに損金にならないというところは当然であります。その中間を行っていると申しますか、いわゆる特別償却のようなものでございますが、これは免税しておるわけではなくて、一種の損金を先に計上しておるといってでございます。従って、会社にとってみますと、実は税金に対する金利負担だけが有利になって、こういう性質であります。大体分類いたしますと、その程度でございますが利益留保的なものにつきましても、これは政策効果との関係でよく考えていかなければならぬし、評価性の問題のものにつきま

しては、その程度をどうするかという問題、これが一番大きな問題ではなからうか、今後これを税制調査会がおります間に検討いたしまして、基本税制に織り込むべきものは織り込みたい、かような考えでおるわけでございます。

○広瀬(秀)委員 われわれが一番税制改正のたびに問題にしております給付所得との関連において、利子配当所得の問題、今回低額の貯蓄に対して全免をされた。この程度のものならばわれわれとしてもこれは大衆に対するある程度のサービスということになっていくというところは認められるわけでありますが、これを大蔵大臣のように、非常に高額な所得の者に対してはこれから免税になるような方向に持っていくのだというところは、まさに税制調査会の考え方とも完全に相反している。また納税国民といえますか、この納税というものはどうしても得られない。特に給与所得者等が毎日一生懸命汗水たらして働ながら、もう五人家族でも四十三万八千円ばかりになると税金がかかってくる。一方は百六十八万程度までかかるといふようなものに対して、どうしても納得するわけにいかない。こういうものを基本税制に戻せという建前の主張をわれわれはいたしておるわけでありまして、これをかりにやらない場合においても、それはそれなりに、利子の場合等におきまして、これを分離しても、その分離の中で今度は税率を変えて、低額のものには若干の優遇を与えてもいいけれども、高額のものに、しかも不労所得で元本取得も可能なような所得に対して、しかも担税力が非常に大きい、こういうもの

のに対して、これを資本蓄積だからといって優遇する段階は、低金利政策の推進という新しい目標がつけ加わったにしても、これは税の公平の原則に相反しておるわけでありまして、たとえば、利子の一〇〇分分離課税、こういうものをさらに税率を変えて最低は二〇でも三〇でもいい、最高はやはり基本税制をむしろ変えても高率のものにしてほしいのじゃないか、そういうきざみをつけることは暫定的にでも考えられないことですか。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕

○村山政府委員 利子所得に対しては課税の技術の一番むずかしいところではあるところであるわけですが、その担税力に應じて段階税率を源泉の段階でつける余地がないというところが一番痛いと申しております。と申しますのは、これは総合してみても初めに担税力の大小がわかるわけでありまして、総合しない限り、やはり一口の預金高ではあるより仕方がないわけでありまして、もちろん預金のことでございまして、かろうと自由なわけでありまして、またこれをチェックしたら、それは税制問題以上の問題になるわけでありまして、そういう意味で、この分離の場合には税率を異にするということには参らなぬ。そこが一番悩みの種でございまして、税率を異にしましたら、かつて源泉選択があったときに、総合の代償として、源泉を選ばなければ普通税率の方に幾ら加算という制度が考えられる、こういうことでございまして。

○広瀬(秀)委員 非常に徴税技術上は担税力一つだけとっても確かにむずかしいことがわかるのですけれども、しかし、われわれの主張しているように、そういうものも低額貯蓄の全免が行なわれたら、あとはもう分離ということにならぬに総合課税の方式に返す——これは当然のことなんですか、そういうふうな返って基本税制を適用するという態度を示されるならば、私もそれはそれでいいと思うのです。しかし、現実の問題としては、たといむずかしくてもそういうことが政策目的上なかなかできないということならば、そういうことも何か考えられないかということも聞きたかったわけでありまして、いずれこれはまた機会をあらためてお伺いしたいと思っております。

次に所得税の問題に移りたいと思っておりますが、一体課税最低限をきめる根拠は、どういふところに置いておられるか、どの程度のエンゲル係数でやられ、またその他の課税最低限度をきめる要素は、どういふ生活水準を描いて、こういうものだから、いわゆる最低生活には課税しないというわれわれが常に主張しておる原則とは今回のものでも相反しないのだ、こういう理論について説明をいただきたいのでございます。

○村山政府委員 課税最低限をどうきめるかというところは、国によっても多少違うようでございますが、現在日本の所得税制にとっておりますのは、いわば基準的な生計費に食ひ込まないというところを建前としております。その基準生計費は、必ずしも最低生計費でございませぬ。最低といいますが、非常に幅がございましてわからないところがございます。われわれが考えてお

りますのは、現在少なくとも課税最低限の算定のやり方は、事務をとっておる人たちが比較的質素な生活で、それでカロリーのとしては十分とれる、しかし献立そのものは決してぜいたくなものではない、こういうところを中心にして考えておるわけでございます。そこで、やり方はすでに御案内と思えますが、カロリー計算を年令別にいたしました、それについて質素な献立をつくるわけでございます。それが一体食糧費支出として幾ら要るかということが、それぞれ人員構成別あるいは年令構成別、性別で出て参るわけでございます。それを実際のサンプルから得られたエンゲル係数で還元しておるわけでございます。今度の改正の基礎になりました基準生計費でございますが、これは標準世帯の場合でございますが、四十二万六千五百七十七円ということでございます。算式は各世帯について大体同じようでございます。それからエンゲル係数でございますが、これとしましては、この標準世帯について四七・〇七でございます。昨年度までの基準生計費については四七・八九でございます。従いまして、エンゲル係数は九八・三に下がっておりますから、生活内容は相当よくなっております。ということでございます。なお食糧費の計算を昨年のもとのことしのもので計算いたしますと、われわれの計算では大体二〇〇くらゐ基準生計費の中における食糧計算が上がっております。ただ消費者物価指数によって見ますと食糧費の上がり一年間見てみますと一・七〇になる。従いまして、結果からいいますと献立の内容が一〇〇ぐら

い上がる結果になったという事実はい

ざいます。ですから、従来の基準生計費の中に含まれている生活内容よりも食糧費その他に属してしましても一〇〇ぐらひは向上したということになっておるといふことではないかと。

○広瀬(秀)委員 今の御説明でエンゲル係数は四七・〇七とおっしゃいましたね。これは間違いないですか。

○村山政府委員 全部申し上げますと、一人世帯の場合は三三・八三、前年分は三五・〇九になっております。二人世帯の場合は三七・一三、前年分が三八・二九、三人世帯の場合が四〇・四四、前年分が四一・四九、それから四人世帯で四三・七五、前年分が四六・四九、五人世帯で四七・〇七、前年分が四七・八九という数字でございます。大体九六ないし九八というぐらひのところエンゲル係数は下がっております。

○広瀬(秀)委員 先ほどの最低生活費は、マーケット・バスケットによる食料費を基準にして生計費を算定してある。これはやはり基準でありまして、現実の実態というものはかなりかけ離れたらば理論生計費的なものになっておると思うのですが、そういうものでこの基準を出さざるを得ないかもしれないけれども、実際にこういう世帯の場合に、全生計費の中で占める食料費の割合というものが四七といふようなことは、これは現時点で妥当するかどうかわかりませんが、三〇物を上回るようなエンゲル係数のあれは非常に貧しい世帯なんだというように言われておるわけでありまして、これは非常にオーソドックスな議論であります。そういう概念からすると、エンゲル係数が高過ぎるとい

うようなことから、非常に単純に考えましても、この問題はまさに困づくり、人つくりを叫んでいる状態の中で、福祉国家、文化国家といふながら、非常に高いエンゲル係数がとられて、それで割戻しをされているということについては、一体どういうふうにお考えですか。この基準生計費というものは、現実に合わせて、憲法において保障される健康にして最低の文化的な生活というところに該当するものか。そういうものを侵していないのだという確信でもありませんか。

○村山政府委員 食料費計算は、先ほども申しましたように、一種の理論計算でございます。ただしエンゲル係数は、実際の家計調査の中から求めたそれぞれのモードごとにエンゲル係数をそのまま使っておる。このエンゲル係数がだんだん下がっていきますれば食料費は下がっている、こういう使い方でございます。

それから今の課税最低限が十分かどうかというお話、これはまあ見方でございますが、われわれは現在でもなお負担が體面的に重く思っておりますので、機会あるごとにこれを常識的な歩み方にしていきたいという念願を持っております。ただ従来の課税最低限が過去に比べて一体何倍になっておるか、その場合の国民所得の倍率はどんなことになっておるか、それから消費者物価はどれくらいになっておるか、あるいは何倍になっておるか、それからこういうことを比較してみても意味があると思つて念のために過去十年で比較してみたのです。二十八年を一〇〇にいたしました三十八年のあれを見ます

と、課税最低限は、給与標準世帯でございますが、二・四三倍になっております。これに對しまして、消費者物価は一・二八倍、一人当たり国民所得が二・六四倍、実際の家計支出は二倍、かよになつておるところを見てみますと、われわれ税制をあずかる者といひまして、この課税最低限のあり方は、まだ上がるにこしたことはございせんが、これらの指標から見ますと、まずまず国民所得が若干上がつておりますが、それに對して課税最低限が上がつておるわけでございます。ですから今後とも努力して参りたいと思つておりますが、そんなにひどいものではないかと。昭和二十五年には御案内のように八万五千円という課税最低限であつたわけでありまして、それから見ますともう約五倍強になつておるわけです。

○毛利委員長代理 関連質問を許します。有馬委員。

○有馬(輝)委員 そんなにひどいものじゃないと思つておられる。御答弁であります。法に對してはきつめて合理的な大蔵省の各位が、人間の生活に對してはきつめて非合理的なことを、はつきり今村山さんは口に出して言つておられる。エンゲル係数が今みたいな状態であつてまともな生活が——これは常識的に考へてみました場合にまともな生活じゃないですよ。文化国家の生活と言われるようなあれじゃないですよ。これはあなた方が常識的に考へられれば、いわゆる大蔵省の役人という立場から離れて人間的に見られた場合には、これははつきり結論が出るだろうと思つておる。きのう私も總理にこの課税最低限の問題につ

いてお尋ねをいたしましたときに、村山さんだつて聞いておられて、總理の答弁は、大蔵省あるいは政府の立場からすればうまい答弁だが、しかし実際に考へるとよくじたるものがあつたらうと思つておる。なければならぬです。ですから、きのうの總理の答弁ではありませぬけれども、現在の千七百何なり何なりという納税者の数、その中でボーダー・ラインにある人たちは、これがどの程度あるかという点については、大蔵省としても人間的な立場から把握してもらわなければならぬと思つておる。そういう意味で、常識的な線はどの程度かという点について、主税局長の御見解をいま一度お聞かせをいただきたいと思つておる。

○村山政府委員 先ほどから申し上げておりましたように、課税最低限は抽象的に言へばやはり高い方が望ましい。ただそれがとれるかどうかという問題だつたらうと思つておる。それで今有馬先生のおっしゃつたことは、結局日本の所得水準は先進国に比べて全般的に低いのだということの裏返しの問題だつたらうと思つておる。その中で税制が財政需要をまかないながら負担の公平を期していく、納税者にもそれほどひどい感覚を与えないぎりぎりの線がどこであるか、こういう条件のもとでもものを考へておるわけでございます。そういう意味で、先ほど申し上げましたように、今度の課税最低限というものは、決して絶対水準として高いものとは私は思つておりません。なお高くないとは思つておりますけれども、まずしんぼうし切れないというほどのものではないのじゃないか、こう申し上げておるわけござい

ます。この課税最低限の比較の方法はいろいろございまして、それぞれ各国民の実際の生活費、理論的な生計費に對しては、一体どれくらいのパフォーマンスにきておるかという問題も一つございまして、それから各国の平均所得に對してその課税最低限がどこにきておるか、こういう考へ方があります。この観点から言いますと、日本の課税最低限は平均所得に比べて割合は非常に高いところになっておる。これは裏返しを言いますと所得水準が全般的に低いということになります。そのことはまた同時に、有業人口に對する納税者の比率は、日本の場合はそれにもかかわらず非常に低い。ほかの国が所得者のうち七〇％あるいは八〇％まで納税者であるのに、日本はまだ五〇％を切つておる、こういうところにも現れるわけでございます。これらはすべて言つてみますと所得水準が低いという結果でありまして、われわれは税制におきましては、同時にそれは無理をかけないといふことと、それから少なくとも税制を通じて将来の國民の生活の向上にも資していきたい、こういう念願でやつておるわけでありまして、今日の時点だけでもこれはいかぬというふうには考へておりませんし、われわれは将来に希望をつないでおる、こういう気持ちでございます。

○有馬(輝)委員 前提意識が問題だと思つておる。財政需要をまかなうためには所得税はどうあるべきかという角度からの考へるのじゃないかと、やはりその課税最低限をきめる場合にはどうあるべきかということもきめて、さうしてすべての税体系の中で、財政需要を満すためには現在のその税体系

をどう改めていくべきかという観点から把握しなければ、税制というものは一向に進進しないと思うのです。

それではお伺いいたしますけれども、先ほど昭和二十五年の比較を出されましたが、これはお手元に数字がなければ大体でけっこうでございますから、戦前の昭和十年ごろ、これは戦争中はずっと比較にならないと思えますから、大体昭和十年ごろと、昭和二十五年と比べて、現在の比較を一つお聞かせいただきたいと思います。

○村山政府委員 私の手元にある資料では、昭和九十一年の平均が、現在の貨幣価値で計算いたしました六十四万一千円、昭和十五年、これが根本的な税制改正をやった年でございますが、同じく今日のあるで計算いたしました二十六万九千円でございます。ただ御案内のように、当時は四割までは公債収入でまかなっておったということ、それから所得の分布が今日と全く違っておりまして、現在の貨幣価値ではかりまして五百萬超の人員が、人員のウエイトで二割を占めておりました、これが税額で五六割納めておつてくれた。ですから、残りの九八割の人員が、税でいいますと四二、三割のものを持つてばよかつたという所得分布であつたということ、それから今言つた四割は公債でまかなつておつた、こういうことでございませう。

○広瀬(秀)委員 角度を変えた質問なんです、生計費の中で、いわゆる税外負担というものをどの程度に見ておられるか。これはきょう、私、資料を持ってきたつもりで持つてこなかつたのですが、たとえば中学生一人を学校に上げておくと、税外負担で、学校のPTA

会費だとか、あるいは暖房の採暖費だとか、あるいはガラスがこわれてなかなからぬものだからそれを負担せざるかと、あるいはいろいろな消耗品等の負担金だとか、それから新しい教員、教材、これは指導要領の変更に伴う教材、教員が必要になつたというものも、文部省ではこれを義務教育段階でも出してない。従つて、たとえば運動の、新しい体育の指導要領によつて運動用具を買わなければならぬ、それもPTA負担になつてくる。親の負担になつてくる。こういうようなことなんかを含めまして、大体中学生でも一人上げておきますと、税外負担で約一万円ぐらひはかかるということが、これは私の記憶にあることなんです、こういう教育関係に伴う税外負担というやうなものほどの程度考慮されておられますか。そういう数字を具体的に考慮されましたか。もしそういう数字があれば、これはしっかりした数字を文部省でも統計で発表してありますので、これを一つお出しいただきたいと思つておつた。

○村山政府委員 税外負担につきましては、それぞれの官庁で、たしか昭和三十三年当時の調査が一つありまして、それから三十三年ですか、三十三年と三十五年程度の調査はあると思つておつた。私の記憶では、全部ひくくめまして、つまりそれは本来公費で支弁さるべきものである、それから本来寄付金に属すべきもので公費で支弁すべきものでないというのを含めまして、その区分ははっきりしません、合計で、最近の統計では三百五十億程度というふうな記憶しております。これはたしか三十五年の調査ではなかつたかと思つておつた、それくらいだと思つておつた。

○村山政府委員 先ほど横山先生から、一つは税理士公の公のあり方の問題、それから税理士が法人になることについてはどうなるか、それから特別試験の問題、同時にそれと関連した目の中に間接税を加えるという問題、

○村山政府委員 先ほど横山先生から、一つは税理士公の公のあり方の問題、それから税理士が法人になることについてはどうなるか、それから特別試験の問題、同時にそれと関連した目の中に間接税を加えるという問題、

○村山政府委員 先ほど横山先生から、一つは税理士公の公のあり方の問題、それから税理士が法人になることについてはどうなるか、それから特別試験の問題、同時にそれと関連した目の中に間接税を加えるという問題、

○村山政府委員 先ほど横山先生から、一つは税理士公の公のあり方の問題、それから税理士が法人になることについてはどうなるか、それから特別試験の問題、同時にそれと関連した目の中に間接税を加えるという問題、

○村山政府委員 先ほど横山先生から、一つは税理士公の公のあり方の問題、それから税理士が法人になることについてはどうなるか、それから特別試験の問題、同時にそれと関連した目の中に間接税を加えるという問題、

○村山政府委員 先ほど横山先生から、一つは税理士公の公のあり方の問題、それから税理士が法人になることについてはどうなるか、それから特別試験の問題、同時にそれと関連した目の中に間接税を加えるという問題、

○村山政府委員 先ほど横山先生から、一つは税理士公の公のあり方の問題、それから税理士が法人になることについてはどうなるか、それから特別試験の問題、同時にそれと関連した目の中に間接税を加えるという問題、

○村山政府委員 先ほど横山先生から、一つは税理士公の公のあり方の問題、それから税理士が法人になることについてはどうなるか、それから特別試験の問題、同時にそれと関連した目の中に間接税を加えるという問題、

○村山政府委員 先ほど横山先生から、一つは税理士公の公のあり方の問題、それから税理士が法人になることについてはどうなるか、それから特別試験の問題、同時にそれと関連した目の中に間接税を加えるという問題、

○村山政府委員 先ほど横山先生から、一つは税理士公の公のあり方の問題、それから税理士が法人になることについてはどうなるか、それから特別試験の問題、同時にそれと関連した目の中に間接税を加えるという問題、

○村山政府委員 先ほど横山先生から、一つは税理士公の公のあり方の問題、それから税理士が法人になることについてはどうなるか、それから特別試験の問題、同時にそれと関連した目の中に間接税を加えるという問題、

○村山政府委員 先ほど横山先生から、一つは税理士公の公のあり方の問題、それから税理士が法人になることについてはどうなるか、それから特別試験の問題、同時にそれと関連した目の中に間接税を加えるという問題、

○村山政府委員 先ほど横山先生から、一つは税理士公の公のあり方の問題、それから税理士が法人になることについてはどうなるか、それから特別試験の問題、同時にそれと関連した目の中に間接税を加えるという問題、

○村山政府委員 先ほど横山先生から、一つは税理士公の公のあり方の問題、それから税理士が法人になることについてはどうなるか、それから特別試験の問題、同時にそれと関連した目の中に間接税を加えるという問題、

それを科目に加えることは当然だろうと思ふわけでございます。そういうふう

にいたしまして拡大していくことはどうかと考えております。

それからもう一つ申し上げておきますが、各国の税理士の資格を見てみますと、各国ではやはり税務官庁に十年とかそれくらい勤めた人については、

大体試験をすることなく税理士の資格を与えているようにございます。

それから税理士会社の問題につきましては、これは法律論としてもあるいは実務論としてもむずかしいところ

であろうと思ひます。と申しますのは、同じように弁護士が会社をつくれるかという点については今非常に議論がございまして、今のところ通説は

どうもノーのようでございます。税理士のような、その人の知識あるいはその人の人格、こういうものが主体になつて活動するものについて資本金社

のようなものを認めることがいいか悪いか。だめだとは申し上げませんが、検討を要する問題があるのではなからうか。同時に実際論としてもう一つ問題があると思ひますのは、先ほど御指摘がございましたように、個人でもってたとえ百人も使用人を使うという場合、納税者にとりては全部使用人が行くというところには全部使用人

整するか、こういう問題があるわけだと思ひます。これは実際問題といたしまして、理論問題としても非常にむずかしい問題の一つであらうというので、今後もその点を考えてみたいというふうな思ひでございます。

それから最後に事前通知の問題でございますが、これは法律で書くことはどんなものであらうかと私は率直に思ひしております。と申しますのは、もし代理人に対して通知をしなければならぬというところであるならば、もとよりその理論として本人にまずしなければならぬのだからと思ひますのでござ

います。委任を受けた範囲内ですか代理をやっていないわけでございますから、もしその代理人たる税理士に調査等の場合に必ず通知をしなければならぬというのであれば、その前に納税者本人にしなければならぬという制度がやはり必要なんではなからうか。この

点を考えますと、税務の実際の事情からいいますと、そうすることが非常にマイナスの場合がたぶん考えられるわけ

でございます。実際調査して参るときに事前に通知してそれでスムーズに調査を進めるといふことは事実問題として好ましいことであり、またそういう

ことを望むわけでございますが、これは法律で全部強制するといふことになりませんと、ある場合においては非常に

これが逆用されてくるというところは容易に御想像いただけると思ひます。ご

ざいですが、特に帳簿の隠匿とかいろいろな証拠物件等がある場合に必ずやらなくちゃならぬといふことになりま

す、その点が問題じゃなからうか。われわれはこの問題は本来やはり運用問題として漸次その方向に持っていくと

いう制度が最も望ましいのではなからうか、こういうふうな考えております

○横山委員 時間がございませぬから、いろいろ意見がありますけれども、この質問はこれとめたいと思ひ

ますが、一つだけこれに関連して、最近の傾向について国税庁にお伺い

しておきたいと思ひます。

昨年の十二月二十六日に最高裁の第二小法廷で、理由付記の問題で判決が

おりました。この判決によりまして、請求人の不服の事由に對してその結論に到達した過程を明らかにしなければならぬ。ことに本件のように当初税

務署長がした処分に理由の付記がない場合に請求人の請求を排斥するに

記憶がないかもしれませんが、理由の付記についていさ少し親切に行

政指導をなさる必要があるのではないかと。どうしても税務署当局は納税者の

意見を排斥するについて天下り的であつて、ああお前の言うこととは聞

ておるよというところで、みずからの拳証責任については法儒で憶病ではない

か、こういう感じがするのであります。が、どういふふうにごの問題をお取り

扱いになつており、現在理由付記についてどういふ指導をなさつていらつ

しやるか、伺いたいと思ひます。

○泉説明員 お答えいたします。理由付記が十分でないという点につきましては、かねてから先生の御指摘をいた

たの方として指導をしていただかなかれば、百年河清を待つような気がして

なりません。現在この理由付記についてどういふ通牒が出ておるのですか、

きようでなくともよろしいのですが、理由付記について、あなたの方から管

下のそれぞれ下部機関に對して、こ

ういふふうな書けといつておる通牒がございまして、次回の委員会に提出

をお願いいたします、こう考えております。

○泉説明員 理由付記につきましては、更正決定なら更正決定につきま

して、この理由で更正しますといふこと